

## 土木森林環境委員会会議録

日時 令和4年3月9日（水） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後 5時35分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦  
副委員長 志村 直毅  
委員 白壁 賢一 杉山 肇 清水喜美男 杉原 清仁  
桐原 正仁 長澤 健 小越 智子

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

林政部長 金子 景一 林政部次長 河西 博志 林政部技監 山田 秋津  
林政部技監 鷹野 裕司 林政総務課長 信田 恭央 森林整備課長 上野 真一  
林業振興課長 深水 晋一郎 県有林課長 斉藤 直紀 治山林道課長 金丸 祐司

環境・エネルギー部長 村松 稔 環境・エネルギー部次長 砂田 英司  
環境・エネルギー政策課長 中澤 一郎 大気水質保全課長 渡辺 延春  
環境整備課長 望月 等 自然共生推進課長 石原 徳幸

### 議題

（付託案件）

第39号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

（調査依頼案件）

第21号 令和4年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの  
及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

第22号 令和4年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

第29号 令和4年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、第22号、令和4年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算については、原案に反対すべきものとし、その他の案件についてはいずれも原案に賛成すべきものと決定した。

会議の概要 午前10時00分から午後5時35分まで林政部、環境・エネルギー部関係（途中、午前11時37分から午後12時58分まで、午後2時56分から午後4時8分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

### ※調査依頼案件

※第21号 令和4年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

#### 質疑

（種苗林木育種費について）

志村副委員長 林の13ページの種苗林木育種費について、昨年度の当初予算と比べると若干国庫補助金が減額になっていて、予算規模も小さいと思いますが、この内容について、詳細を御説明いただけますか。

上野森林整備課長 種苗林木育種費の予算の減額でございますが、施設整備がメインになりますが、実際に苗木を生産する方々の要望を踏まえて計上することになりますので、その点で減額となっております。

志村副委員長 年間で生産できる量に限りがあって、毎年どんどんふやしていけるわけではないということですか。

上野森林整備課長 我々としては、毎年コンテナ内の生産をふやしていこうと考えておりますが、事業者の都合によって、施設整備を今するか、もう少し様子を見て来年度以降にするか、再来年度にするか、いろいろな判断がございますので変動はあります。いずれにしても、我々としては、種苗の生産体制を拡大していくよう努めていく所存でございます。

（森林空間活用MTB聖地化推進事業費について）

長澤委員 林の24ページの森林空間活用マウンテンバイク聖地化推進事業費について、コロナ禍において密を避けることができる屋外レジャーや森林空間の利活用の関心が高まる中、この事業は、マウンテンバイクによって本県の豊かな森林空間活用に取り組むとのことですが、マウンテンバイクに着目した理由を伺いたいと思います。

斉藤県有林課長 マウンテンバイクは、欧米等では主要なアウトドアスポーツとして定着してきているところでございます。国内でも愛好者が増加しつつある状況の中で、県内においても、南アルプス市内に拠点を置く愛好団体がイベントを開催するなどの活動を始めていること、また、ウイズコロナ・ポストコロナ時代に対応するためにも、森林空間を活用するツールの一つとして、マウンテンバイクに着目したところでございます。

長澤委員 着目点についてはわかりました。推進協議会において利用ルールや安全対策について検討するとの説明でしたが、利用上、どのような課題があるのか、お伺いします。

斉藤県有林課長 マウンテンバイクによる森林内の走行につきましては、登山者など、ほかの目的で森林を利用する方との接触、立木への衝突、斜面での転倒等のリスクを伴うことが考えられます。このため、登山者等とのすみ分けなど、利用のあり方や走行技術の取得、安全対策の徹底といった課題があると考えております。

来年度設置を予定しております推進協議会では、利用に当たってのルールづくりやライセンス制度の導入など、課題に対する解決に向けた検討を行うことを考えているところでございます。

長澤委員 今後、マウンテンバイクによる森林活用をどのように進めていくのかを伺います。

斉藤県有林課長 県有林内の森林公園など1万ヘクタールを超える広大な保健休養エリアには、既設の作業道等がございますので、これを活用したトレイルコースの設定や、距離が長く、高低差が大きいメーントレイルの整備に取り組んでいきたいと考えております。このような整備に対するアドバイスを推進協議会からいただくこととしております。

また、森林公園の金川の森における既設のマウンテンバイクコースの全面リニューアルなどによりまして、走行技術やマナーを習得する場も提供していきたいと考えているところでございます。こうした取り組みによりまして、マウンテンバイクの聖地と呼ばれる環境を整えていきたいと考えているところでございます。

長澤委員 非常に楽しみな事業だと思えます。ぜひ環境が整備されて、本県がマウンテンバイクの聖地となって、県内外の多くの方が利用することで山村地域の活性化につながることを期待したいと思います。

斉藤県有林課長 委員のおっしゃるように、県有林内における新たな森林空間の利用として、このようなアウトドアスポーツを活用し、県内外から御利用いただくことにより、山村地域の活性化につなげていきたいと考えているところでございます。

（森林管理道開設費及び森林居住環境整備事業費について）

清水委員 林の26ページに、森林管理道開設費6億円余と森林居住環境整備事業費3億5,000万円余が計上されております。山梨県は県土の78%が森林で、そのうち44%が人工林で、そのほとんどが樹齢50年以上を経た、いわゆる旬の材木であるといわれていて、それをいかに有効に活用するかが重要だと思います。

そのために、林道をどのように開設するかが大きなポイントだと思っていて、今回、予算計上されている森林管理道開設費及び森林居住環境整備事業費、それぞれについてどのような事業内容なのか、概要と、2つはそれぞれ何が違うのか、御答弁をお願いいたします。

金丸治山林道課長 森林居住環境整備事業費につきましては、起点と終点が国道や県道等の公道と接続し、森林施業や山村地域の振興にも利用される森林基幹道を開設する事業であります。

一方、森林管理道開設費につきましては、森林基幹道の支線となる森林管理道や、間伐作業や伐採、再造林等の森林施業の用に供する林業専用道を開設する事業であります。

清水委員 林道整備といっても、紙の上に線を引くように簡単にはいかない。いろいろな要素を加味して計画する内容だと思いますが、林道整備の方針、どのような方針で、どのような手順を踏んで計画化していくのか、お伺いします。

金丸治山林道課長 路網の骨格となる森林基幹道についてですが、木材の搬出等のほか、集落間や観光地をつなぐ林道として、一般車両の通行も踏まえた整備を行い、支線となる森林管理道や林業専用道は、効率的な林業に資するよう、林地の傾斜や人工林資源のまとまりなどの地域特性を考慮して配置することを基本としております。

例えば、緩やかな傾斜地においては、高性能林業機械の活用を想定し、森林管理道や林業専用道を組み合わせることとしております。急傾斜地では、架線による集材を想定し、木材の運搬に必要な森林管理道を最小限に整備することとしております。

清水委員 森林整備ビジョンを見ますと、伐る、使う、植える、育てるという循環をきちんと回すことが重要だとうたっておりまして、そのとおりだと思います。きのうよりもきょう、きょうよりもあしたと、いかに生産性を上げながら林道開発をやっていくかが大事だと思いますが、生産性の向上に対しての施策はどのようにお考えでしょうか。

金丸治山林道課長 新規の路線につきましては、県産材を低コストで効率的に搬出し、県内の市場や合板工場などへ安定的に供給することを目的に、特に人工林資源が充実した区域を生産基盤強化区域に設定し、優先して計画することとしております。

清水委員 生産性の捉え方はいろいろあるので、私が思っていることと課長がおっしゃっていることは少しずつあると思いますが、いずれにしても、しっかりお願いしたいと思えます。

もう一点最後に質問したいのは、非常に多種多様で広範囲にわたる事業ですので、当然いろいろな問題点、課題点があると思いますが、現状における問題点及びその対応をどのようにお考えなのか、お答えください。

金丸治山林道課長 林道の開設箇所は、山間奥地で標高の高い現場が多いことから、作業効率が落ちる冬季の施工を避けるため、早期に発注することとしております。

また、本県は急傾斜地が多く、林道の開設単価が高いことも課題であり、路肩部分や側溝等の構造を必要最小限の規格に見直す等、開設コストの縮減に努めております。このほか、必要な事業費を確保していくために、国に対する働きかけ等も行っております。

清水委員 山梨県の重点施策の中で、県産材を使った木質バイオマス産業を振興するというテーマがございまして、私の地元甲斐市の事業計画にも木質バイオマス産業の振興が入っています。木質バイオマスで一番ネックになるのが、やっぱりチップだと思います。日本中見ても、チップの供給がうまくいっているところと、うまくいっていないところがあって、それは、計画的にシステム化されているかどうかだと思います。林道が整備されるとチップの供給網につながるの、山梨県の木材の有効利用という面からも、林道整備をしっかりと計画的に、重点項目である木質バイオマス産業、再生エネルギー。これから山梨県は再生エネルギーの先端をいくという話ですので、ぜひそこにつなげていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

金丸治山林道課長 今後も引き続き、計画的に林道整備を進めてまいりたいと思います。

（森林学科運営費について）

杉山委員 林の19ページの森林学科運営費について質問させていただきます。

今回新しく林業に関する学科が設置されますが、資料だと10名の新入生が入ることですが、なかなか一般の方には林業に関する学科が新設されることについて情報がないと思いますが、どのような周知をされて人材を集めたのか、また、定員が10名で10名入学されたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

深水林業振興課長 学生の募集に当たりましては、森林学科の特徴や本県林業の魅力を伝えるイメージ動画を活用しまして、県内の全ての高校のほか、東京都、神奈川県、埼玉県の林業に関する学科がある高校などを訪問しPRを行うとともに、この動画をユーチューブやSNSで広く配信してきたところです。

また、学校説明会を5回開催し、富士川キャンパス内の施設見学や実習林におきまして、間伐体験などを行ってきました。

こうした取り組みの結果、県内外から12名の方が入学試験を受けまして、定員であります10名を合格としております。

杉山委員 これから林業をいかに活性化させていくかは重要なことだと思いますが、即戦力となる人材を育成するために、具体的にどのような事業をしていくのか。カリキュラムも含めて、その辺を御説明いただければと思います。

深水林業振興課長 林業普及指導員の資格を持つ県職員3名を専任講師として、森林・林業にかかわる基礎的な知識の講義や授業全体のスケジュール管理を行います。

また、専門性の高い分野につきましては、学識経験者や林業経営体の経験豊富な技術者などを外部講師としてお願いするほか、県森林総合研究所の研究員を活用してまいります。

杉山委員 林業振興課が所管をしているので、即戦力、技術的なことも当然必要だと思いますが、

本当はもっと広いところで、林業のマネジメントとか、いかに林業を活性化させるかも大事なところだと思うので、今後はそういうところも含めてやっていただければと考えています。どうでしょうか。

深水林業振興課長 カリキュラムとしましては2年間ですが、委員の御指摘のとおり、森林・林業にかかわる知識、技術を段階的かつ体系的に身につけることができる編成としております。

1年次には、林業の基本的な知識や現場の作業に必要な林業機械の操作技術を習得するとともに、林業経営者との意見交換などを通じまして、林業のやりがいや理解を深めていく内容とします。

2年次は、1年次に学んだ知識や技術をもとに、より現場状況に即した実習や林業経営体へのインターンシップなどを行いまして、経営体のマネジメントなども学びながら、実践的な技術の習得を図ってきます。

杉山委員 いずれにしても、今までの固定概念ではなくて、新しい考え方で林業を振興させる、そういう夢のある、未来のある、そんな方向になっていけばいいと思っております。

（山梨県・四川省森林林業研究交流事業について）

もう一点質問させていただきますが、林の8ページの四川省との林業交流事業について、これは長年やっていると思いますが、具体的にどのような交流事業なのか、御説明をしていただきたいと思います。

信田林政総務課長 四川省との交流事業は従前から行っているものでございますが、林業関係の相互交流ということで、山梨県から森林総合研究所の研究員が四川省に行く。また、四川省の職員を山梨県にお迎えするというので、中身につきましては、今後、四川省と協議をさせていただくことになっております。

杉山委員 これから始まる事業ではなくて、今までやってきていますよね。どのような事業をやってきたのかをお聞きしたいです。

信田林政総務課長 平成28年度から平成30年度まででございますが、松くい虫対策に関する研修生を受け入れております。山梨県の松くい虫被害の対策について、講義や実際の作業実習、視察などを行っております。

杉山委員 両県省の森林の多面的機能を高めるためと書いてありますが、当然、山梨県にとっても得るものがあるわけですよね。どのような得るものがあったのでしょうか。

信田林政総務課長 これまでは、四川省に対して山梨県の知見を提供するというのでございましたが、今後は、セラピーの関係で、四川省の知見を山梨県に導入してセラピーが充実するような形にしていきたいと考えております。

杉山委員 森林についてのもろもろのノウハウや技術が四川省が高いのか、その辺はよくわかりませんが、得るものがあるということは、四川省のほうが高いところもあるということだと思います。

先ほどの説明だと、職員を派遣したり、迎え入れて松くい技術を教えたりということで、一方通行になりがちかなという感じがしますが、この事業は何年間続いているのでしょうか。

信田林政総務課長 平成28年度から始まっております。本年度を入れまして6年でございます。

杉山委員 いずれにしても、本県もお金が潤沢にあるわけではないですし、四川省と友好関係も結んでいますが、そういった友好の意味合いが大きいのであれば、また別の形で友好交流すればいい話で、相互に得るものがあることが大前提だと思いますので、その辺はぜひもう一度見直して、本当にこの事業が山梨県にとって有益なものなのかどうかも含めて検討をしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

信田林政総務課長 基本的に本県は四川省に対し、技術を提供する立場にありますが、職員の派遣によりまして、中国を原産とするコウヨウザンの基礎資料取得などにつながったことや、コロナの感染対策用のマスクが四川省の林業草原局から寄贈されたことなど、本県にとりましても交流事業の成果、メリットはございました。

今後は、林業分野でもウイン・ウインの関係になるようなものにしていきたいと考えております。

杉山委員 先ほど言いましたように、ウイン・ウインの関係の交流でなければいけないと思います。こういう事業にも税金がかかっているわけですから、単に友好というだけの話ではなく、その辺も含めて、今後、ぜひ考えて進めていただきたいと思います。

信田林政総務課長 委員のおっしゃるとおり、税金を有効に活用させていただくという観点から、山梨県側にとって大きなメリットとなるような事業にしていきたいと考えております。

（恵みの森モデル林PR事業費）

小越委員 林の6ページ、恵みの森モデル林PR事業費45万8,000円について伺います。観光会社に現地を視察してもらうとのことですが、もう少し具体的に、どのようなことをするのか、お示してください。

信田林政総務課長 今年度3カ所でモデル林を整備いたしました。具体的には、峡南地域、東部地域、富士五湖地域の3カ所でモデル林の整備を行ったところでございますが、このモデル林が観光コンテンツとして旅行の行程に組み込まれて活用されるように、旅行会社を対象とした現地視察を開催して、有効なコンテンツであることをしっかりとプロモーションをして、知っていただく事業を行いたいと考えているところでございます。

小越委員 旅行とモデル林の関わりは、具体的にどのような旅行をしながら、林の中でどのようなことをするのですか。

信田林政総務課長 例えば、峡南地域の早川町にモデル林を整備したところですが、近隣にヘルシー美里や南アルプス邑野鳥公園等々があるので、そういったところに行きながら、今回整備したモデル林の中での山菜の収穫体験、あるいは野鳥教室、あるいは森林浴などを体験することができることをPRしていきたいと考えているところでございます。

（森林活用ビジネス創出支援事業費補助金について）

小越委員 そうしますと、森林活用ビジネス創出支援事業費補助金が200万円あります。これは、ことしもやったと思いますが、この森林活用ビジネス創出支援事業を継いでやるのか、それとも、これとはまた違うところがやるのですか。

信田林政総務課長 委員の御質問は、森林活用ビジネス創出事業と恵みの森モデル林PR事業との関係ということでしょうか。

これは別の事業でございますが、森林活用ビジネス創出支援事業のほうは、民間が行う森林を活用した新たなビジネスモデルを創出していくことを目指すものでございまして、モデル林の事業とは別のたてつけになっております。

小越委員 この実証事業は、今年度は具体的にどこでどのようなことをして、また、来年度はどこでどのようなことをするのですか。

信田林政総務課長 今年度の実証事業といたしまして、具体的には、北杜市のキャンプ場に本場フィンランド式サウナの施設を導入する事業が提案されまして、これに対する初期費用の助成、それから道志村のキャンプ場内に、テントのひもを木に結びまして、空中に浮いたような形のテント、ツリーテントを導入する事業がございまして、それに対する支援を行うということでございます。

来年度についても、事業を募集いたしまして、すぐれた提案に対し助成していくことを考えております。

小越委員 県のやっているところと民間でやっているところがあると思いますが、北杜市とか、ツリーテントとか、それも含めてPRをして、一緒に観光コンテンツとしてやることになぜならないのですか。

昨日の農政産業観光委員会では、農作業を売ると部長が言っていますが、これは、下草刈りとか伐採まで売ることにはならないかと思いますが、どのような客層に森林をビジネスとして来ていただいて、どのくらいもうかるのかという試算、目標はあるのでしょうか。

信田林政総務課長 これによってどのくらいの方が来るのか、どのくらいもうかるのかについては、試

算はございません。

小越委員 ビジネスモデルをするのであれば、これから何年か後にどうするかビジョンがないと、ただお金を計上しているだけで、どこからどういう人が来るのか、整備はしていくけれども、費用をかけた割に効果がなかったということになりかねないと思います。

（県産材販路開拓事業費補助金について）

もう一点、先ほどの杉山委員の話の続きかもしれませんが、林の20ページ、県産材販路開拓事業費補助金について、県産材の販路拡大を図るために、海外における展示会の出展に対し助成するとありますが、既に海外での出展があるのか。ターゲットはどこか定めているのでしょうか。

深水林業振興課長 この事業につきましては、昨年度と今年度、コロナの影響によりまして出展はできておりません。国は、近隣の中国、台湾などを想定しております。

小越委員 中国、台湾に山梨県の木材が出展して、販路がそこにあると見込んでいらっしゃるということでしょうか。

深水林業振興課長 中国、台湾などでは、日本の木、例えばヒノキなどに魅力を感じてくださっている方も多くて、そういう需要が見込めると考えております。

小越委員 先ほどの杉山委員の話で、そこと四川省とはつながるのですか。

深水林業振興課長 四川省も含め、広くそういった機会を見つけて事業を展開してまいりたいと考えております。

小越委員 四川省とは関係なく、中国へ出展するという機会なのかなと思っています。

（木質バイオマス利活用促進事業費について）

もう一点、林の21ページ、木質バイオマス利活用促進事業費500万円についてです。

補助額は、1立方メートル当たり1,500円ということですが、距離ではなく、立方メートル当たりですが、どこからどこまで補助金が出るのですか。

深水林業振興課長 これは、距離は関係なく、県内の未利用材を県内の木質バイオマスの利用施設まで運搬する経費について、立方メートル当たり1,500円の補助を行うものであります。

小越委員 山梨県のバイオマスの木材が外に出ることはなく、あくまで県内のチップなどが、県内のバイオマス活用に使われるということでしょうか。

深水林業振興課長 そのとおりでございます。

小越委員 この木質バイオマスは、チップでボイラーを焚いたり、ペレットストーブもあるかと思いますが、今は、やはり木質バイオマス発電ということで、発電にチップを使ったり、未利用材を使ったりすることはあると思いますが、木質バイオマス発電に、どのくらいいくのか、その区分けみたいな、予定はあるのですか。

深水林業振興課長 この事業につきましては、今後、林業経営体などに周知を行いまして、申請に基づき、事業の助成を行うものでありますので、現在のところそういった区分けは予定しておりません。

小越委員 区分けは予定していないというところで心配なのが、例えばその木質バイオマス発電で、前回もお聞きしましたが、大月市にあるバイオマス発電で木が足りないから外から持ってきているという答弁がありました。

南部町はその中でやっているかもしれませんが、次は甲斐市で木質バイオマス発電がつけられるとのことで、森の中ではなく、どちらかというところ平らな市街地に近いところでは、例えば甲斐市の木質バイオマス発電に、県内の未利用材が行く。それから、それ以外のところからも来る。この木質バイオマス1立方メートル当たり1,500円が、甲斐市の木質バイオマス発電にどのくらい行くかを県はつかむことができると認識してよろしいですか。

深水林業振興課長 この事業で助成をしたものについて、実績はつかめるものと考えております。

小越委員 年度終わりにはどこに運ばれたか報告があるということですね。

深水林業振興課長 この事業につきましては、報告させることとしております。

（スマート林業推進事業費について）

白壁委員 代表質問の中でスマート林業の質問をさせていただきました。

IT化がこれから極めて重要になってくる中で、森林クラウドシステムについて調べてみたら、日本森林技術協会とパスコとパシフィックコンサルタンツが開発したようですね。平成25年ぐらいから動いているようで、素晴らしいシステムだけど、これは国の補助事業にあるのですか。

上野森林整備課長 令和4年度予算に計上させていただいたスマート林業推進事業費について、地域創生推進交付金という2分の1の国庫補助の対象になりますので、それを活用してクラウドの構築などを進めてまいりたいと考えております。

白壁委員 今からの次の時代、これから計画的にクラウドが先行して、開発していくということだけど、森林資源情報を衛星から撮ったり、ドローンから撮ったり、さまざまな情報をこのクラウドで調査をして、収集したものが、森林計画図に落とし込まれて、その中で

施業履歴も入っていて、路網の情報がこの中に入ってくる。さらに地積や測量データなど、所有者の情報まで入って、伐採届等の情報、今までの履歴が入ってくると、すごいシステムですが、これを使いこなす人が大変だと思う。これからどのような指導をしていくのですか。

上野森林整備課長 このスマート林業推進事業費ですが、委員から御指摘ありましたとおり、これは将来的には、かなり壮大なものになりますので、来年度予算では、まず、このシステムの設計をどのようにしていくのかを検討します。

課別説明書に林の12ページですが、やまなしスマート林業推進協議会費というものを設置しまして、そこには川上の林業サイド、それから川下の製材工場、住宅メーカーなども入りますが、新たなシステムとなりますので、ITの専門家などもこの協議会に参画していただいて、どのようにこのシステムを使いこなして、将来を見据えて使っていくのかを議論して、使いやすい、ユーザーの視点に立った検討を加えて、ただつくるだけではなく、しっかり使えるようなシステムを関係者と協議しながら検討してまいり予定でございます。

白壁委員 135万3,000円って結構いい金額だなと思って、協議会をつくるのにこんなにかかるのかと思ったけれど、まずこれからの計画を立てていく。

そのほかに、クラウドシステムの構築事業、木材需要の一元管理に向けたシステム構築をして、それが1,000万円ぐらいで、今度はドローンや地上型レーザースキャンの整備で1,600万円。結構お金がかかるなと思いましたが、まず、計画を立てるんだね。

システムに地積も境界も全部入って書いてある。僕が説明受けたときには、木材の材積などの調査に活用できますということだったけれど、もっとすごいね。

地積、いわゆる材積、石数がどのぐらいあるのかを調査するとのことですが、もっと先がありそうですね。

これ以外にどのようなことを、どの辺まで今年度予算でやっていく予定ですか。

上野森林整備課長 10年、20年後は壮大なシステムになることが想定されておりますけれども、それは順次、目指しますが、できることからやっていく予定ではございます。

来年度予算で何をやるかについては、いきなりシステム導入というわけにはいきませんので、来年度はどのようなシステムにするかという基本設計を行う経費が1,000万円程度でございます。

そのシステムを構築する上で、繰り返しになりますが、先ほど申しあげました協議会の関係者の方から、いろいろな意見を聞きながら進めていく考えでございます。

それから、委員から御質問ありましたデジタル森林資源整備事業費は、木の材積は森林簿上で推計したデータのみしかございませんので、実際、ドローンなどではかると、材積はどれくらいなのか、かなり正確な情報が出てきますので、いきなり全県で調査するわけにはいきませんので、まず、木材生産ができるような区域を優先して、実際にこ

のシステムのもとに、新たなスマート林業ができるか、来年度はトライアル的な形で進めていくことを考えております。

白壁委員　　これを見ると、測量協会で行っている地形なども全部出てくるんだよね。水質など、いわゆる水の関係も出てくる。例えば山腹での災害予防にも使えるよね。だから、木材だけでなく、災害の予防にも、水も使えるし、傾斜もわかるし、地積、境界もわかって、所有者もわかって、木がどのくらいのもが立っているかがわかっていったら、ここだけではもったいないと思う。これだけでなく、災害予防のためにも、この中に入れ込んで、数年後でこのぐらいまでいくという計画をぜひ示して、高度活用してほしいと思います。どうですか。部長、一言お願いいたします。

金子林政部長　委員の御指摘のとおりでございます。まず、今考えているのは林道整備で、これは地形情報を使えますし、水で林道がだめになったりするといけないので、そういうことで使えます。さらに、治山事業にも使ってまいりますので、そういう観点から、幅広く情報を使えるように整備を進めていきたいと考えてございます。

（県有施設再エネ設備等導入推進事業について）

志村副委員長　環の5ページの県有施設再エネ設備等導入推進事業についてお聞きしたいと思います。

県有施設再エネ設備等導入推進事業2，168万円について、ことしから条例が全面施行されたことで、森林伐採を伴う新規設置は厳しく規制していくことになりました。

一方で、カーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電は屋根置きなどが主体になるかと思いますが、太陽光発電の推進もしていかなければならない状況で、その辺を県としてどのようにバランスをとって取り組んでいくのか、まずその考え方、方針をお聞きしたいと思います。

中澤環境・エネルギー政策課長　太陽光発電につきましては、委員御指摘のとおり、カーボンニュートラルの実現に向けまして、導入を推進していく必要があると考えており、森林以外への導入のポテンシャルにつきまして、これまで調査を進めてまいりました。

その調査結果の全体につきましては、現在取りまとめを行っているところではありますが、太陽光につきまして、委員の御指摘のとおり、住宅やビルなどの屋根に十分なポテンシャルがあることがわかり、そのうち約9割は、まだ設置がされていない状況であることもわかりました。

このため、太陽光発電については、今後、屋根置きタイプの導入を推進していくということといたしまして、県有施設につきましても、来年度、設置に向けた調査を実施してまいりたいと考えております。

志村副委員長　県有施設も本当にたくさんありますし、どこにどのように設置していくかが課題になると思いますが、課別説明書に設置可能施設の抽出と整備計画の策定とありますが、具体的に令和4年度はどのように進めていくのでしょうか。

中澤環境・エネルギー政策課長 令和4年度につきましては、既に設置をされている46施設を除いた122施設を対象に、建物の構造や日射量などを調査し、まずは設置可能な施設を抽出した上で、設置に要する費用なども勘案しながら、整備計画を策定してまいりたいと考えております。

また、整備計画の策定に当たりましては、政府が2030年度までに設置可能な施設の50%以上に設置するという目標を定めたことも踏まえ検討を進め、計画的に導入を進めてまいりたいと考えております。

志村副委員長 県の施設でどのぐらい設置が可能なのか期待するところですが、その下の、電気自動車充電設備設置事業について、人や物を運んだりする運輸物流分野での脱炭素化も大きなテーマかと思えます。県の公用車はプリウスもありますが、電気自動車について今まで以上に積極的に導入していくことも必要かと思えます。

この点についてどのように取り組んでいくのか。電気自動車充電設備の設置場所は2カ所ということですが、あわせて、この設置場所についても、どうしてここなのか、御説明いただければと思います。

中澤環境・エネルギー政策課長 委員から御指摘ありましたように、運輸部門の脱炭素化を県として牽引していく必要があると考えておまして、率先して公用車の電動化に取り組むことが必要だと考えております。

このため、来年度更新予定の公用車を電動車に切りかえていくことに伴いまして、課別説明書には、本庁舎、北巨摩合同庁舎等と記載しておりますが、本庁舎と4つの合同庁舎で、計30台分の充電設備を設置したいと考えております。

なお、公用車の電動化につきましては、今後、来年度秋を目途に予定しております新たな県の温暖化対策実行計画の策定にあわせまして、具体的な導入目標などについても検討してまいりたいと考えております。

（良好な生活環境保全対策検討事業費について）

杉原委員 環9ページの良好な生活環境保全対策検討事業費について何点かお伺いいたします。

良好な生活環境の保全に向けた取り組みを進めるため、有識者等による検討会議を設置し、先日会議を開催されたとのことですが、委員はどのようなメンバーで構成されているのでしょうか。また、初回の会議ではどのようなことを検討したのでしょうか。

渡辺大気水質保全課長 検討会議のメンバーでございますが、環境法等の法律や土砂災害の専門家などの有識者が5名、建設や廃棄物などの業界団体の代表者が5名、農業と観光業に従事する県民の代表が2名、そのほかに廃棄物処理と農地管理の関係で各1名など、合計17名で構成しております。

また、会議の検討内容でございますが、県内で生活環境に問題を起こした事例として、北杜市内で発生した廃棄物及び盛り土の不適正処理事案、本委員会でもこれまで報告させていただいております富士川のアクリルアミドの調査を行う原因となった早川

町の雨畑川における汚泥の投棄事案の3つの事例を上げまして、その問題点や発生理由、背景などについて委員の皆様にご説明させていただきました。

その上で、委員の皆様へ新たな対応策の検討の必要性や、どのような廃棄物などを検討対象としていくか、また、対応策を検討していく上での留意点は何かなどについて、幅広い観点から御意見を伺ったところでございます。

杉原委員 御答弁いただいた中に、委員に対して対策の必要性や留意点を聞いたとのことですが、委員からは、具体的にどのような意見が出たのでしょうか。

渡辺大気水質保全課長 法律等の有識者からは、全国的な問題事例があることを踏まえ、本県が先進的な取り組みを始めたことを評価する意見が出されました。業界団体からは、適正な事業者と違反事業者をきちんと区分することが必要との意見ですとか、新たな規制が適正な事業者へ過度な負担にならないよう求める意見が出されました。

また、観光や農業に従事する県民の代表者の方からは、本県の風景や暮らしの環境を保全していくことは重要であり、関係者の協力が必要であるとの意見が出されました。

まとめますと、新たな対策を積極的に検討していくことは必要であり評価できるとの意見ではありますが、その際には、個別に業界等の実態を踏まえ、適正な事業者の過度な負担にも留意する必要があるとのことでした。

杉原委員 最後に、今回の会議における委員の意見を踏まえて、今後どのように検討を進めていくのか、お伺いします。

渡辺大気水質保全課長 検討会議につきましては、年内にあと5回程度開催したいと考えております。前半に開催する会議におきましては、土砂や各種の廃棄物などについて、問題が発生する課題を明確にしていきたいと考えております。その上で、後半の会議におきまして、その課題を解決していくための対応策について幅広く御検討いただきたいと考えております。

（希少野生動植物保護事業費について）

清水委員 環19ページの希少野生動植物保護事業費243万円について幾つかお尋ねいたします。

SDGsのウェディングケーキモデルも、一番下に生態系があつて、人も動物も命の大切さをうたっておりますが、希少野生動植物の保護に関する条例を本県でも定めて、それに基づいて、希少野生動植物の保護が推進されると思っておりますが、具体的に、どのくらいの数の動植物を指定して保護対象としているのか、まずお尋ねいたします。

石原自然共生推進課長 希少野生動植物の指定でございますが、平成19年に条例を制定しまして、以来3回にわたり合計38種の動植物を指定しております。内訳としまして、植物が28種、昆虫が7種、鳥類と両生類、魚類がそれぞれ1種という状況でございます。

清水委員 異常気象が多発していて、その辺の影響度も順次変わってくるのかと思います。  
それで、次の質問ですが、ここに書いてありますように、専門員による調査・巡視並びに保護柵・啓発看板の設置などをやっていくとありますが、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

石原自然共生推進課長 専門員といたしまして、動植物の専門家5人と、やまなし野鳥の会など4団体に委託いたしまして、県内全域において希少野生動植物の調査や巡視をしていきます。  
そうした方々からの報告に基づきまして、野生動物から守るための保護柵や、あるいは登山者に保護を呼びかける看板を設置するなど、対策を施していくこととしております。

清水委員 山梨県は豊かな大自然があるので、フィールドが広いと思います。専門員を設置して今御説明いただいたような施策を打っていくだけでは、100%はうまくいかない。それ以外にもいろいろな手を打っていると思いますが、どのような活動をされているのでしょうか。

石原自然共生推進課長 私ども自然共生推進課で行っている生態系保全という事業が、直接的であったり、間接的であったり、希少種の保護につながっております。

例えば、高山植物の調査を山岳連盟に委託したり、食害をもたらしている希少種を食べてしまうニホンジカについて管理捕獲をしたり、あるいは希少種の生息環境を奪ってしまう外来種について防除をしたり、多方面から取り組みを進めているところでございます。

特に近年、危惧される場所といたしまして、ニホンジカの食害でございます。

ニホンジカの管理捕獲を強化したことによって、標高の高い山に分散しております、この条例指定種であります植物についても被害を受けているという報告も受けているところでございます。

それらのことを受けまして、来年度の新規事業といたしまして、高標高域のモニタリング調査をするとともに、高標高域でのニホンジカの管理捕獲についても予定しているところでございます。

このような事業を進める中で、県下全域の希少種を守っていく対策をしていくつもりでございます。

清水委員 希少野生動植物ですから、毎日の生活の中でほとんど見ることがないので、なかなか保護しようとしてもイメージ的によくわからない人が大半だと思います。

保護育成するための環境教育が重要になってきて、皆さんがつくられた、山梨の自然を守るためにというパンフレットを見ると、ビジュアル化して、視覚に訴えるすばらしい資料だなと思っております。

こういう資料をもっと若い人も含めて、幼稚園、小学校で使ってもらって、大自然の中で触れ合いながら体験することも必要だと思います。こういった教育面について、今

までどのようなことをしてきて、これからどのようにしていくのか、御説明をお願いしたいと思います。

石原自然共生推進課長 ただいまの清水委員からお話がありましたパンフレットにつきましては、私どもの課で山梨県の状況を把握した上で、専門家の知恵をいただきながら本県独自につくったものでございます。

これについては、昨年4月に県下全小中学校に配布して、環境教育などで使っていたところでございます。

現在実施している環境教育としまして、広く知ってもらおうという意味で、県政出張講座のテーマの一つとして希少種を掲げております。職員が団体等に出向き、説明をする。今年度は2件の実績がございます。それ以外に、自然環境について専門的な知識を有する方をエコティーチャーとして小中学校に派遣する活動もしております。

また、八ヶ岳自然ふれあいセンターでパネル展示や自然体験活動などを通じて希少種を含めた生物多様性について学べる機会を設けております。

そういったものを、例えば八ヶ岳自然ふれあいセンターであればメニューの見直しなど、お配りしたリーフレットであれば内容の充実など、そのようなことをしながら、繰り返し県民の皆様重要性を働きかけてまいりたいと考えております。

清水委員 私はこのパンフレットがすごく好きで、いろいろ見ていますが、その中に、すごくいい言葉があって、「それぞれの個性や働きを尊重し、支え合っていく」という文言があります。

これはまさにSDGsの基本理念に合致するので、これをベースにこれからも希少野生動植物の保護育成をしっかりとやっていただきたいです。大自然の動物の共生のバランスが崩れることが一番まずいことなので、バランスをとっていただく。その結果として、持続可能な社会が形成されると思いますので、ぜひしっかりと推進をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

石原自然共生推進課長 委員の御指摘のとおり、バランスは非常に大事でございまして、生物多様性の保全について、しっかり県民に周知しながら、必要な対策をとる中で、今後も対応してまいりたいと考えております。

（PCB廃棄物処理対策事業費）

杉山委員 環の13ページ、PCB廃棄物処理対策事業費ですが、毎年この事業をされていることは承知していますが、改めてこのPCBとはどのようなもので、なぜ処理を行わなければならないのか、もう一度お聞きしたいと思います。

望月環境整備課長 PCBは、ポリ塩化ビフェニルといいまして、燃えにくく絶縁性が高いことから、変圧器やコンデンサー、照明の安定器具等の絶縁油として広く使用されておりました。

ところが、昭和43年にカネミ油症事件があり、人体への悪影響が確認されたという

ことで、昭和47年にその製造が中止されたところでございます。

平成13年にPCB特別措置法が施行され、法律で定めた期間内に全てのPCB廃棄物を処理することが決められたところであります。

なお、本県では、高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器とコンデンサーにつきましては、令和4年3月31日まで、それから安定器等につきましては、令和5年3月31日までに処理することが原則とされております。

ただ、特例として、確実に処理することを県に届け出た場合に限り、その1年後を処理期限にすることができるとされております。

杉山委員 カネミ油症事件という自分もまだ小さいころで記憶に残っていますが、そういった強い毒性があるため、法律に従って処理していくと思いますが、現状、山梨県には、どのぐらいのPCBがあって、そのうちどのぐらい現時点で処理できているのでしょうか。

望月環境整備課長 県では、平成18年に山梨県PCB廃棄物処理計画を策定し、県内のPCB廃棄物の確実な処理を推進しております。平成27年度からは、掘り起こし調査を行いまして、PCB廃棄物を把握し、保管事業者に対して、期限内での処理を指導してきたところであります。

高濃度の変圧器、コンデンサーにつきましては、保管事業者に対して立入検査や報告徴収による指導を行い、処理責任者が不存在等の2件を除きまして、特例による処理期限である来年度末までに、全てが処理できる見込みとなっております。

来年度末までに処理できる台数ですけれども、約1,650台が来年度末までに全て処理できる見込みになっております。

なお、処理責任者が不存在等である2件につきましては、PCB特別措置法第13条に基づきまして、行政代執行による処理を行うこととし、今回当初予算にその費用を計上したものであります。

杉山委員 いずれにしても、来年度末には全て県内のPCBは処理できることになるわけですね。もう一つ教えていただきたいのですが、この処理は、どういった処理をされているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

望月環境整備課長 PCB廃棄物の処理につきましては、処理をする施設が決まっております、山梨県の場合は北海道の室蘭の施設に持っていきまして、そこで処分することになっております。

杉山委員 処分は焼却ですか。埋め立てということもないと思いますが、わかりますか。わかりましたら後でよいので教えてください。

（特定鳥獣保護管理費について）

もう一点、先ほど清水委員から自然との共生という質問がありまして、まさしく理想型だとは思いますが、ただ、現実にはニホンジカやニホンザルやイノシシが本当に身近に

感じてきている状況です。

環23ページの特定鳥獣保護管理費の1番に、ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・ツキノワグマ対策費とありまして、内訳が（1）から（5）になっていると思いますが、この中で、イノシシ・ニホンザル・ツキノワグマ、その3種類の動物についての対策は、どこに入っているのでしょうか。

石原自然共生推進課長 この1番でございますけれども、基本的にニホンジカとツキノワグマの放獣に係る経費でございます。事業名としては、ニホンジカ・イノシシ・ニホンザルと、イノシシとニホンザルが入っているところでございますが、イノシシとニホンザルの管理捕獲については、実施主体が市町村になりますので、2の特定鳥獣適正管理事業費補助金のほうに含まれている状況になります。

杉山委員 先ほどの執行部の説明の中で、今、ニホンジカの頭数がふえてきて、高いところまで分布が広がってきているとの説明があつて、高いところの調査や被害状況を把握して、その対策を図るという事業ができたと思いますが、とりあえずニホンジカでいいので、ニホンジカの頭数管理について、しっかり計画にのっとって管理できているのかどうか、認識をお聞きしたいと思います。

石原自然共生推進課長 ニホンジカの管理につきましては、この後お時間をいただきまして、鳥獣の計画のほうも説明させていただくところですが、数の管理については順調に進んでいるところでございます。国では抜本的な捕獲対策を定めまして、平成25年から令和5年度までの10年間でニホンジカの推定生息数を半減するという目標を定めております。

本県におきましても、同じ目標を定めておりまして、6万5,000頭、平成25年当時いたものを令和5年までに6万5,000頭の半分、3万2,500頭まで減らすという目標を定めたところでございますが、直近の令和2年度の数字で、3万4,000頭までニホンジカについては減少している状況でございます。

（クリーンエネルギー普及促進事業費について）

小越委員 環の5ページ、クリーンエネルギー普及促進事業費の2番、太陽光発電施設適正管理等強化事業費630万2,000円について、新規で、設置許可申請等に係る有識者の意見聴取と研修会の開催とあります。金額が630万円と少し多いので、内訳を教えてください。

中澤環境・エネルギー政策課長 内訳ですけれども、大部分が新規事業になりまして、残りの研修会の費用が9万円になります。

小越委員 研修会は今までもやっていたと思いますが、新規の設置許可申請等に係る有識者の意見聴取は、設置を申請したときに必ず有識者の皆さんの意見を聞くというスキームになっているのですか。

中澤環境・エネルギー政策課長 設置許可の申請に当たりまして、申請の前に環境や景観に与える影響について調査をすることを事業者の責務、義務化しております。申請の前にそういった調査をするのですが、その調査の実施手法等が妥当かどうかにつきまして、県が判断する必要がございます。その点につきまして、有識者の皆様に意見を伺うための経費でございます。

小越委員 630万円から9万円を引くと621万円ですが、毎回、有識者の方々に集まっていたらやるとなると、定期的にするのか、毎月とか随時とか、600万円は金額が多いと思いますが、その中身を教えてください。

中澤環境・エネルギー政策課長 経費の内訳は、大部分が有識者の方々への報酬になります。これにつきましては、どの程度の許可申請が出てくるのかによりますが、非常に厳しい条例を制定したと考えておりますので、件数はそれほどないのかなと思いますが、この数字はあくまで推測なので若干多くなっているかもしれません。申請が出てきた際には、できるだけ、ある程度の件数をまとめて有識者の方々に御意見を聞くことがよいかと思いますが、ケース・バイ・ケースになりますので、基本的には出てきたところで、その都度、御意見を聞いていく形にならざるを得ないかと考えております。

小越委員 多目に見積もっていただいていることがわかりました。基本的には新たな申請、または今もやっている維持管理も含めて上がってきたものは全てこの有識者の方々に御意見を聞いて、ふさわしくないとすれば、県から指導をして、こういうふうに変えてくださいということをする。必ず有識者会議を通して環境アセスのようにやっていくという理解でいいですか。

中澤環境・エネルギー政策課長 まず、有識者の方々に御意見を聞くのは、許可申請の前に必要となる環境アセスについてを想定しており、既存の施設につきましては、そういった許可行為がありませんので、設置を届けていただく、維持管理計画書を出していただく形になりますので、基本的には新規の申請ということになります。

小越委員 新規の場合は必ず有識者の方々の意見を踏まえて、それでいい、悪い、ここを改善してということの有識者の皆さんから意見をいただいて、県が業者に指導、改善するというスキームになるということですか。

中澤環境・エネルギー政策課長 基本的にはそういう流れになります。環境への影響が極端に少ないというケースがもしあれば、省略することがあるかもしれませんが、基本的には全て有識者の方々に意見を伺うことを考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第22号 令和4年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

質疑

志村副委員長 まず、恩賜県有財産特別会計の歳入のところでお聞きをしたいです

総括表の4款の財産収入、1項、財産運用収入のところですが、本年度の予算額は19億5,293万円ということで、前年度予算額に対して3億5,002万円の減額であります。まずこの内容について詳細をお願いします。

信田林政総務課長 恩賜県有財産の歳入の財産収入、そのうち財産運用収入について、令和3年度と比べ3億5,000万円余り減額する部分の理由でございますが、まず、収入を積み上げていくに当たりましては、山中湖畔の別荘地や、賃料改定について交渉中の案件のように、不確定要素の高い部分については計上から外しております。それ以外の部分を積み上げた結果、昨年と比べて3億5,000万円ほどの差が出たということでございます。

志村副委員長 約3億5,000万円と金額が大きいので、そういうものを除外して積み上げたとのことですが、その除外している件数は何件か御答弁いただけますか。

斉藤県有林課長 除外している件数につきましては、まだ交渉中ということもございまして、お答えは控えさせていただきます。

志村副委員長 件数について、わからないまま審査をしなければならないので、若干心配しています。では、総括表の中で、6款の繰越金、補正でも伺いましたが、この繰越金については8億9,276万円ということで、前年度予算額からいくと5億1,750万円の増額となっておりますが、この内容について詳細をお願いします。

信田林政総務課長 5億1,750万円余増額しているということですが、まず歳入面におきまして、先ほどの説明と重なりますが、山中湖半の別荘地など賃料改定交渉中の案件につきましては歳入を見込んでいないため、財産収入が3億5,000万円程度減少しました。この減少分を補填する必要があるため、繰越金で補填するというのが1つでございます。もう一方は歳出面でありますけれども、所在市町村交付金が令和3年度に比しまして1億4,000万円ほど増加しておりますので、その分を手当てする必要がございます。

志村副委員長 歳出のほうでそこもお聞きしようと思っておりましたが、今の御答弁だと、3億5,000万円の補填と、交付金の増額1億4,000万円を補填する必要があるため、繰越金をここで積み上げているということですのでよろしいですね。

では、次のページの歳出の3款交付金のところで、交付金というと、所在市町村交付金や演習場の交付金なども含まれますが、22億5,942万円、前年度予算額から1億8,359万円増額となる、この内容についてお伺いします。

信田林政総務課長 恐れ入りますが、林の48ページをごらんいただきたいと思います。

第3款交付金、第1項交付金のページでございますけれども、内訳がここに書いておまして、上から、保護事業交付金1,500万円、これは昨年度とそれほど変わりありません。

次に、部分林分収交付金5,230万円余でございますが、昨年度よりも500万円ほど、若干上がっているところです。

次に、土地利用条例交付金7,100万円余でございますが、昨年度が7,900万円余でありましたので減額となっております。

次に、演習場交付金18億5,000万円余でございますが、昨年度が18億800万円余でありましたので増額となっております。

最後の県有資産所在市町村交付金2億6,500万円余でございますが、昨年度が1億2,300万円余でありましたので増額となっております。

志村副委員長 交付金の詳細を課別説明書の林の48ページで御説明をいただきました。それで、また幾つかお聞きしますが、今、御説明のありました演習場交付金18億円のうち、使用料が11億1,000万円、財産収入が7億4,000万円で、前年度に比べると財産収入が3,700万円ほど増加していることになりましたが、どのような理由でしょうか。

斉藤県有林課長 演習場交付金につきましては、北富士演習場の使用料と賃貸借料を国からいただいております。来年度上昇するとのことで、見込みの率を上げていますので、その分が増加してございます。

志村副委員長 それから、県有資産所在市町村交付金について、今年度2億6,500万円を見込んでいて、昨年度の1億2,000万円からかなりふえています。その原資は財産収入5,382万円と繰越金2億1,189万円ということです。所在市町村交付金というのは、普通は貸付料の中に含まれて、借り方が県を通して所在市町村に交付する内容の交付金だと理解していますが、財産収入として受けるのは5,300万円で、繰越金2億円余と。これはなぜですか。この理由、内容をお伺いします。

信田林政総務課長 委員の御指摘のとおり、所在市町村交付金は賃料に含まれているものですので、賃借人から受け取った賃料を所在市町村交付金として交付するものでございますが、所在市町村交付金につきましては、固定資産税に相当するようなものですので、お金をもらっていないからということで、支出を先延ばしすることができないものでございます。そのため、歳出のほうは盛らなければならない状況です。一方、先ほども説明させていただいたように、財産収入は、令和3年度に比べ、見込み額が小さくなっておりま

で、その分を繰越金で一時的に立てかえ的な意味で対応しておかなければならないという事情でございます。

志村副委員長　今までこういうことはやっていなかったんですね。過去にさかのぼること3年ほど、当初予算の計上の仕方を確認しました。昨年度に関しては、繰越金341万円、財産収入1億2,031万円で、当初予算に総額1億2,379万円を計上していました。それより前の年度については財産収入のみです。だから、当然貸し付けたところからお預かりした所在市町村交付金を、そのまま交付していたと理解をしています。

そうすると、繰越金をやむを得ず交付金の支出の分に充てることとなりますが、特に一番額が大きいと思われる富士急行株式会社の約3億3,000万円の金額については現金を収受していると思います。特に補正予算に計上する必要がなければ、収受した現金が出てこないまま繰越金として入って、翌年に、そこから交付されていると考えられるわけですが、この認識で合っていますか。

信田林政総務課長　今年度富士急行から受領しました約3億3,000万円の扱いでございますが、賃料相当損害金の一部ということで受け取っておりまして、そういったお金は収入が見込まれない不測の収入、そういう性質のものでございますので、歳出予算を組んでいく中で、財源には、通常充てないことになっております。

今回の当初予算の中でも、富士急行の金額をひもづけといいますか、結びついた形での財源を使っているというものではございません。

志村副委員長　私たちには行政内部の事務手続はわかりませんが、現金を受ければ、調定伺いみたいなものを起こして、その確認はされると思います。そして、県が訴訟で争っている大きな案件ですから、やっぱり現金をどういう形で受け取ったかも含めて説明があつてしかるべきだし、それはその都度説明をしたほうがいいと思います。

だから、当初予算の議案だけを見ても、何で繰越金がこんなに大きいのか、聞かなければわからない状況で、特別会計だからこそ、そういうところはきちんと説明をしていただきたいと思っています。今後も、そういう可能性があるのも、見込めない交渉中のところも、もしかしたらこれから賃料を支払ってくる可能性もあるし、こちらで示している賃料ではなく、これまでの賃料で支払うという方もいるかもしれない。そういうことを、限られた定例会の予算審議の場以外のところでもいいので、きちんと説明をしていただきたいと思っています。その辺はいかがお考えですか。

信田林政総務課長　特別会計の仕組みで非常にわかりにくいところがありましたので、来年度、同じような事態に至ることがありましたら、その際は、御説明をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

志村副委員長　それから、3億5,000万円分見込めていないところがありますので、幾つか貸付地ごとに確認をさせていただきたいのですが、まず、県がたくさん県有林を貸し付けて

おりますが、補正のときに減免の対象になったところが幾つかありました。以前の県有地の特別委員会でも現地確認に行きましたが、大きなところで出ていなかったところがこの中に含まれているのかを確認したいです。株式会社レイクウッドコーポレーション、サンパーク明野ゴルフ場については、5,829万円の年間貸付料でしたが、今回の減免で出てこないということは、下がっているということだと思いますが、どのぐらい貸付料が下がっているのでしょうか。

斉藤県有林課長 現在交渉中でございますので、御理解をお願いいたします。

志村副委員長 交渉中ということは、その部分に関しては、繰越金で一応見込んでいるということで理解していいですか。財産収入には交渉中のものは見込んでいない。その分を繰越金で補填するという格好で予算計上をしていると理解してよろしいですか。

斉藤県有林課長 済みません。細かい額はお答えできないですが、要は、先ほど申しました95件以外の中で予算計上しているところがありますので……、済みません。交渉中でございますので、お答えは差し控えたいと思います。

志村副委員長 いや、額を聞いているのではなくて、小越委員が本会議のときに確認をしまして、同じか下がっているという469件に入っているという認識でいいですか。

金子林政部長 ただいまの御質問でございますが、ほとんどのところが現在交渉中です。その中で、不確定要素の高いもの、例えば今後、減額をお願いするようなことになるかもしれないところは除いて予算を計上しているところがございます。今それを個別に申し上げますと、全体の交渉への影響もございます。今、1人ずつ借地人の皆さんと向き合って交渉をしているところでございます。

その中で、いろいろな事情をお聞きして、県が考えていた区分と異なった対応をせざるを得ない対応となるようなところもありますので、個別案件についてのお答えは控えさせていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

志村副委員長 個別の案件の額とかを確認したいわけではないです。入っているのか、入っていないかはお答えしていただかないと。つまり、入っていないのですか。予算の中に入っていますよね。入っていないとおかしいですね。交渉中のものは入っていない形でこの予算が立てられているということでもいいですか。

金子林政部長 先ほど申し上げたように、取り扱いについて不確定要素のあるところは予算に入っていないです。どこが不確定要素かを申し上げることで特定されてしまいますと、交渉への影響もございますし、結果として、今不確定要素があると思われるところは、取り扱いによって額が変わったり、どちらの取り扱いになるか。例えば減免をお願いする取り扱いだったものが、内容によってそれはそうしないとか、逆もございますので、

そういった渦中でございますので、一つずつがどちらの категорияに入るかを申し上げることが、場所が特定されてしまうので、大変申しわけありませんが、控えさせていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

志村副委員長 わかりました。では、特定の場所を聞くとお答えに困るので、そこは配慮しますが、サンパーク明野ゴルフ場やサンメドウズ清里スキー場も確認に行きまして、私たちも参考に御意見も伺いましたが、やっぱり心配しているわけです。

だから、予算を立てていく中で、過去3年間は、賃料改定を1回やっているかもしれないですが、基本的には21億、23億、23億という財産収入の予算計上を立ててきたわけです。今回19億5,000万円だから、3億5,000万円足りていないわけです。足りていないけれど、所在市町村交付金を払う場合には、その収入があるかなんかろうが、予算を立てるわけですね。だから、その分はきちんと繰越金2億円を充てて確保している。

だから、歳入の部分でも、当然交渉中で、不確定要素の高いものに関しては、繰越金でと言っていたから、繰越金も含め、そういう形で見込んでいると理解していいのか、それとも3億5,000万円は入っていない。今回は計上を見送っているのか。そのぐらいは答えられますか。

金子林政部長 今年度予算に関して申し上げますと、今年度そういう収入があるかどうかはわかりませんので、これは入ってございません。逆に、昨年収受いたしました賃料相当損害金につきましては県の収入となりますので、繰越金の中の内数としては入ってきます。色がついてございませんので、どれを充てているかは、先ほど総務課長が答弁したとおりでございますが、そんなような状況でございます。

志村副委員長 既に払っているものだから予算計上して、財産運用収入は19億円で、前年度当初予算ベースでいくと3億5,000万円ショートしていますと。ショートしているのは繰越金で、繰越金が膨らんでいる。

だから、富士急行を除くほかのものは、95件の減免されたものは当然それで立てて、それ以外の同じか減ったものに関しては交渉中で、見込みでここに予算計上していると理解をしてよろしいですか。

信田林政総務課長 収入の見込みに当たりましては、委員の御指摘のとおり、不確定要素が高くないものは交渉中のものであっても計上してございます。

志村副委員長 不確定要素の高いものは除外していることもあると受けとめます。富士急行は係争中ですし、県の主張としては違法無効、今不法に占拠していることになっているから、それは積んでないと理解をしました。そういうことを踏まえて、この審査に向き合っていきたいと思います。

小越委員

まず、けさ信田課長からお話しがありましたが、非常に怒りと遺憾を感じております。

3月3日の補正予算のときに、私は何度も確認をいたしました。直前の特別委員会で審査した95件の減免の分が補正予算に入っているのかと何度も聞きましたが、入っていないという答弁でした。なぜわざわざ待っていたのか聞きましたが、何の答弁もありませんでした。それでストップしてしまったわけですね。

しかし、その後、私のところに信田課長から電話がありました。それは入っていましたと。私の質問の意図がわからなくて、私の質問が悪かったようで、言ってなかった。所在市町村交付金と賃料を含めて95件、1億200万円が補正予算に入っていると。では何が入っているのですかと聞きましたら、賃料算定を新たにしたときに上がらなかった、または下がった分が469件、3億5,900万円も入っていますと信田課長は言いました。

では、不承諾はどうなっているのかと聞きました。それは斉藤課長に聞いてくれと。斉藤課長にもう一回電話しました。そうしたら、斉藤課長からも、469件、3億5,900万円というお話があり、それを私は聞いたので、本会議で話をしました。

補正予算で確認しないといけなかったにもかかわらず、白ですかと聞いたら白ではないと言った。その後にやっぱり白でしたと。終わった後に言うこと自体が審議を妨げているのか、わざと隠したのか、私は非常に遺憾です。議会を何だと思っているのか。常任委員会をもう一回開いてほしいくらいだと猪股委員長に言いました。そうしないと、今回の新年度予算の審議はできなくなってしまいます。だから聞いているんです。ちゃんと教えてください。大事な問題です。

まず、新年度予算の林の33ページ、先ほども志村委員からもありましたが、もう一回聞きます。聞いていてもよくわからないので。

財産収入19億5,293万1,000円の内訳を示してください。19億5,293万円は貸付料賃料ですね。純賃料は幾らで、交付金相当額を払うのは幾らなのか。まずそこを教えてください。

猪股委員長

答えられますか。小越委員、資料で出させますか。

小越委員

出せないなんておかしいです。

猪股委員長

執行部で打ち合わせしてお答えを出してください、お願いします。  
暫時休憩します。

（休憩）

猪股委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。審議を継続します。

信田林政総務課長 ただいま小越委員から財産運用収入19億5,200万円余のうち、所在市町村交付金相当額が幾かという御質問をいただきました。

財産収入19億5,200万円のうち、土地の貸付料は19億4,700万円ほどで

ございます。恐れ入りますが、林の48ページをお開きいただきたいと思います。

林の48ページの一番下の行にございます県有資産所在市町村交付金の財源の内訳のところでございますが、財産収入が5,382万円になっておりまして、この金額が所在市町村交付金でございます。

繰り返しますが、19億4,700万円のうち5,382万円が所在市町村交付金相当金であります。

小越委員 私私の足し算がよくわからなくてごめんなさい。19億5,200万円の財産収入のうち、貸付賃料が19億4,700万円、交付金が5,300万円というのと、20億円を超えます。19億5,273万円のうち、純賃料は幾らで、所在市町村交付金は幾らなのかを聞いています。

信田林政総務課長 土地貸付料が全体で19億4,752万1,000円でございます。このうちですが、純賃料が18億9,370万1,000円、それ以外の余りの5,382万円が所在市町村交付金相当分となっております。

小越委員 19億5,293万円の財産収入のうち、純賃料として入ってくるのが18億9,370万円、所在市町村交付金は5,382万円、足し算するとこれになるということですね。

それで、補正予算のときに聞いたかったけれど聞けなかった。電話で教えてもらった95件の減免が補正予算の中に入っていること。補正予算のときにも約19億円、95件の減免がありましたけれど、たしか賃料分が8,847万円、交付金が1,353万円、足し算して1億200万円貸付料として入ってくる。それは特別委員会の資料でもわかりました。

不承諾のことは、言いたくないのかわかりませんが、その後に私が電話で聞くと、1億200万円のことは答弁がなかった。ほかの分はどうなっているのですかと電話で聞いたら、新しく賃料算定をしたところ、469件は上がらなかった。もしくは下がった。だからその分は減免にはなっていないから95件の中には反映していないと。ではそれは幾らあるのですかと聞いたら、469件あると。全体の何%かは教えてくれなかったけれど、それが3億5,900万円は入っているとお二人の課長から私に電話をしてくれました。

そうしますと、今回の19億円の中に、95件の減免の賃料8,847万円、所在市町村交付金1,353万円、足して95件の1億200万円、このほかに、賃料を算定したけれど上がらなかった、減額した469件は、純賃料と交付金は幾らなのか、足し算すると3億5,900万円と聞きましたが、それ以外に、たしか1,600件くらい貸付地がありますが、その賃料と交付金はどうなったのか。件数、場所は言わなくていいです。賃料と交付金がそれぞれ幾らになっているのか、それを示してください。

信田林政総務課長 今御質問いただいたのは、改定後の賃料が全体額で幾ら山梨県に収入があつて、そ

の内訳の純賃料分と所在市町村交付金分の内訳をとという質問でよろしいでしょうか。

小越委員

私が表をつくってくればよかったかもしれませんが、最初に聞いたのは19億5,293万円の純賃料と所在市町村交付金の内訳です。19億5,200万円を構成している中には、95件の減免の分と、それから減免していない分と、山林原野の分が1,600件ありますから、その内訳をそれぞれ示してください。

減免の分は8,847万円で、交付金1,353万、足して1億200万円はわかっています。それ以外に1,600件もあるわけだから、そのうち私が電話で聞いた、新しく賃料算定を現況でやってみたら上がらなかった。もしくは下がったから減免の対象ではない。それが469件ある。足したら3億5,900万円だと。本当はそれを補正予算の審議で聞いたかったのですが、それは電話で聞いた。その内訳を知りたいです。

それで、残りの1,600件、ほとんど植樹地かもしれませんが、それは幾らなのか。19億5,293万円を構成している賃料と所在市町村交付金、その所在地別に出してください。

積み上がっているわけだからわかるはずですよ。総額がわかっているから、内訳がわからないわけじゃないですよ。示してください。

金子林政部長

今、委員がおっしゃった内訳ですが、先ほど来申し上げていますように、今回山林素地から現況で評価した部分について、減免基準に該当して承諾を得られた95件については、さきの本会議に提出をさせていただいたところでございます。

それ以外のところが、今あたかも下がったか同じかとおっしゃっていたように思いますが、そこはまさに交渉中ですので、どうなっているのかを申し上げることはできないと思います。

それ以外の部分について、植樹地と今おっしゃっていましたが、全体の1,652件のうち、一番大きいのは清里の森で約半分近くあって、そのほか電気事業用地などもございます。今回、そういう意味での見直しの件数は約570件になります。数字としては申し上げられるのはそこまでで、あとの件数については、特に570件余りのところは、まさに本当に交渉の最中でございますので、何件残っているなど、その状況についてはお話ができないということでございます。

小越委員

件数は聞いていません。19億円で予算を取っているから、19億円の内訳がわからない限り進まないです。これから賃料を交渉する。ではそれはここに入っていないのですか。

今、交渉中だからそれは申し上げられませんかとのことですが、この19億円に、570件くらいは入っていないということですか。入っていますよね。いかがですか。

金子林政部長

先ほど来申し上げていますように、不確定要素の高いものについては入れてございません。

小越委員           じゃあ、570件入っていないんですね。植樹用地の570件を引いたところ、減免の95件、それを足した分がこの19億円ということですか。

金子林政部長       何度も申し上げておりますが、不確定要素が高いものについて計上しておりません、それ以外は見込み額で計上しているということでございます。

小越委員           だから、入っているということですよ。入っていなかったら19億円になるわけないですよ。入っていなかったら19億円ではなくて、植樹用地の減免の8,847万円で19億円にもなりますか。

                      それで、言った言わないをここで言うといけません、私は電話でそう聞きました。本当は補正予算の審議のときに、この469件のことを聞きたかったんです。でも補正予算のとき、それは入っていないと言ったから、そこで審議はストップしてしまいました。

                      そうであれば、1,652件のうち、大体570件くらいが植樹用地以外のところで賃料を算定してみた。そのうち95件が減免になったということになりますと、残りの件数が不承諾かもしれないし、賃料が上がったか下がるか。そのように見込んでいたのか聞いていいですか。

金子林政部長       この中で、特に不確定要素の多いものについては額自体を計上しておりません。不確定要素がそれほど高くないものについては、見込み額で計上しております。

小越委員           見込み額は幾らですか。それはどういう分類でしょうか。570件のうち95件で、残りが不承諾か。それとも賃料を算定してみたけども、減免対象にはならなかったのか。どちらがどのくらい多いのですか。件数でなくていいです。金額でいいですから。

金子林政部長       件数も金額も同様でございます、今申し上げた考え方で計上した金額が、この予算書に書いてある金額でございます。

小越委員           わからない。

白壁委員           不確定要素の高いものについては計上しないと。そうであれば、不確定要素があるものを今ただで貸しているというおかしな話になる。お金をとらないんだから。決まったら補正をかけるという予定か。

                      でも、不確定要素であれば、今までと同じ金額を計上して、そこで上がったか下がったかしたときに補正するのが普通ではないか。

                      不確定要素だから当初予算に計上しないというのは、おかしいと思う。そのために、地方財政法で、後で上げたり下げたりできるようになっているんだから。最初からただで貸すという方向でやるなら、そういうつくり方もあるかもしれないけれど、腑に落ちない。腑に落ちる説明してくれないかな。

それで、不確定要素が高くないものについては計上したと。でも、よくわからないものについては計上しない。そんなやり方はしないほうがいいと思う。今言っていることが通るかな。

金子林政部長 委員がおっしゃっていることは大変よくわかります。ただ、例えば、今後、減額を議会にお願いしていくような案件がございます。そういうものについては、一体どの額で計上すべきか判然としないことが1つ。

もう一つは、今回は支出に対して、その裏づけとなる予算を、何を充てていくかということですので、これは安全を見て低目に計上させていただいているところでございます。

白壁委員 だから、補正をすればいいじゃん。交付金の分もちろんあるけれど、補正をかけて両方とも同じようにしていけばいい。現状からすると、よくわからないところはただで貸していることになってしまうよ。それはおかしいと思う。だから、それだけは計上しておいて、後で、下がったらその分だけマイナス補正して、今度交付金の分が上がったらプラス補正するなどやってくべきだと思う。現状からするとただで貸していることになるよ。おかしいと思わないか。

金子林政部長 支出としての交付金は全額計上させていただいているところですが、要は計上の考え方になろうかと思えます。私どもとしては、確実に収入できる部分だけを計上して、そのほかの部分はゼロにするという低目の計上を庁内の財政担当部局等との調整の結果、安全を見て計上させていただいているところでございます。

白壁委員 財政当局の捉え方がどうだということではなく、あくまでも今我々が契約をしている金額がある。でも、今後まだどうなるかわからない。納得してくれるのかどうか。わからないところは、今までと同じ金額で計上しておくのが普通、筋だと思う。

だから、財政当局がどのように言っているかわかんないけれど、普通そういうやり方をして、それで下がったらマイナス補正をかける。不確定要素のところは現況と素地との間で何か問題があるのか。そういうふうにつえられてしまうよ。

だから、最初からただで貸さないで、その金額でやっておけば、全部入れても八十何万円しか上がらなかったんだから、95件にしてもいきなり上がることはないと思うけれど、今さらこの予算書を変えるわけにはいかないよね。しっかりした説明を受けたいということだよ。財政当局に言われたからって、せっかく2つに分かれて、念願の林政部になったんだから、財政当局の意見を聞くよりも、林政部としてしっかり主張しないとだめだよ。

金子林政部長 委員の言われている算定の仕方もあろうかと思えます。今回、支出のほうは、しっかりと計上していかなければならない予算項目として掲げてございますので、確実に収入できる部分を計上させていただいて、それが例えば不確定要素がある部分がゼロだと言

っても、例えば富士急行株式会社の案件もそうですが、これは3億4,000万円をゼロで計上しています。ただ、これはゼロで貸していると思っっているわけではございません。ほかのところも同様で、計上しないという意味は、ゼロで貸すという意味ではなく、安全を見て低目の収入で充てて、繰越金をその分充てることで確実に事業実施をしていこうという考え方でございます。ただで貸しているということではなくて、計上の考え方の違いではないかと思います。

白壁委員の言っている計上の仕方も当然にあり得ることで、そういう計上の仕方でもよかったのではあります。いろいろな計上の仕方を検討する中で、今回は一番安全な計上の仕方をしたということで、御理解をいただければと思います。

白壁委員

係争中の案件を出されても困るし、県の捉え方は違法無効で、勝手に占有して商売している。それは困るということで仮処分を出したら、仮処分については営業だけはさせると。そこら辺も矛盾しているから、それを出していったらおかしな話になる。そのために、係争中であっても富士急行は使用料を納めたわけだ。そうしたらそれは使用料ではありませんよと。契約されたお金ではないから、違うところに置いてあるわけだ。

それをこの間、どこに入れているのか。違いました、こっちにありましたって。そんなこと言って、当然のごとく過去から貸しているところで、これから交渉するなら1万円の最低価格で計上しておいて、交渉した結果、9,000円になりましたとなれば、1,000円のマイナス補正をかければいい。それが普通だと思うよ。

だけど、今さら変えられない。これを財政当局の指導によってと言われると、林政部は何をしているのだっていう話です。

金子林政部長

御指摘はよくわかります。財政当局の指導というよりも、調整の中でそうしたところでもあります。本会議で知事が申し上げたように、全体として見ると、山林素地から現況に変えたことで、全体では6,000万円ほどの賃料としては上がるという現実がございまして、例えば、現況で算出したところが幾らでしたと、その額で本来であれば計上しなければいけないわけですがけれども、減免をお願いする予定の場所であれば、例えば現況で10万円の賃料が、減免の規定によると5万円になる。だけど、もともとが3万円、4万円だったときに、一体どれを計上するのかということで、議会にもまだお諮りをしていない減免後の額で計上することは問題であるし、逆に現況で出した高くなった金額でお出しすることも、今度は逆にそれが収入できない可能性もある。議会で認められた予算が収入にならないわけですから、そういうものについては安全を見て、どの額も選びがたいというところで、今回は計上しないことで処理をしたということで、ぜひその辺の事情は、お酌み取りいただきたいと思います。

白壁委員

言っていることもわかります。金額が決まっていったら今度は減免があるからね。半分になったり70になったりゼロになったりするところもある可能性がある。だけど、まだ我々は認めていないわけだよ。

だから、今まで認めている当初予算の金額を入れておくべきだよ。実際にこれだけ減

りました。若干ふえました。それで、結果的にこれを補正させていただきました。

これが本来の姿だと思うよ。今までのやり方はそうだよ。いきなりゼロになってしないよ。もういいです。小越委員に譲ります。

猪股委員長 非常にわかりにくい。今、白壁委員の言っていることは、こんなに複雑にしないで補正をすればいいじゃないかと。一方で、部長は見込み金額をこの予算の中に入れるのにどういったやり方がいいのか、かなり調整をした中で、こういうやり方をやった。我々委員に説明するのに、見込みがつかないことはわかるけれど、やっぱりわかりやすいものでやってもらったほうが、我々も理解しやすい。

これを踏まえた中で、小越委員、何か続きありますか。

小越委員 この予算書に上がっている以上、この19億5,293万円が、どのような構成になっているのか。それがどこから出てきたお金で、それがいいか悪いかがわからない。今の部長の説明だと、歳出から考えて、それに合わせてしたと。そんな積み方でいいのですか。足りなかったら、繰り越しで入れればいいみたいな。そうではないと思います。この19億5,000円という数字が上がってきている以上はどういう数字の根拠なのか。95件の減免は入っていると言いました。1,652件のうち、570件余りをやってみた。引き算すると475件は、まだどうなるかわかりませんということですよ。だから、そこは言えないですと。

それならば、1,652件のうち570と95を引いて、植樹用地、1,000件ぐらいの賃料と交付金は幾らですか。

猪股委員長 答えが堂々めぐりになるので、ここでもう一回休憩をとります。

小越委員 一覧表を出してくればいいですよ。

猪股委員長 ここで休憩をとります。委員長もここに残りますから、進行の打ち合わせをします。それで、委員に認められるように執行部から話ができれば、それが望ましいと思いますので、ここで暫時休憩いたします。

（休憩）

猪股委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

はじめに、小越議員から質問のありました件について、執行部から説明を求めます。

信田林政総務課長 お手元に配布した資料について御説明いたします。

表の一番上が、場所、件数、予算計上、備考となっております。場所ですが、上から、清里の森、電気事業用地、北富士演習場、富士急別荘地となっております。件数でございますが、全体で1,652件、実際に今回予算計上したものが、清里の森については、

797件で1億6,321万円余、電気事業用地については、279件で5,807万円余、北富士演習場については、1件で12億6,498万円余となっております。富士急別荘地については、今回予算計上しておりません。見直し対象については全体で574件ありますが、この中には不確定要素のある案件は含まれておりません。その金額は4億6,124万円余となっており、予算計上額合計が19億4,752万円でございます。

猪股委員長 ただいまの説明に対して、質問はございますか。

志村副委員長 急遽、詳細な資料を出していただいております。確認ですが、所在市町村交付金が賦課されているところが全て入っているわけではないということでしょうか。

信田林政総務課長 所在市町村交付金は賃借人からいただいた賃料の中に含むということで、見直し対象に限らず、全ての中に入っていることになります。

志村副委員長 聞き方がよくなかったかもしれません、済みません。  
要するに所在市町村交付金は、交付金のほうで見込んでいますと先ほどお聞きしました。この表には、所在市町村交付金が賦課されている用地は全部入っていますかとお聞きしましたが、そこから所在市町村交付金を徴収しているか否かは別にして、対象となる場所はみんな入っていますか。

信田林政総務課長 御指摘のとおり入っております。

志村副委員長 わかりました。具体的にいえば富士急の別荘地に関しては、所在市町村交付金が賦課されている場所ですが、賃料として収受していないことになっていますから、そういうことだろうと理解をします。  
予算の組み立てでお聞きしましたが、繰越金を膨らませているとありましたが、今回計上しないことによってへこんでいる部分は、必ずしもそれが対応しているわけではないということでしょうか。

信田林政総務課長 御指摘のとおり、所在市町村交付金は収入がなくても支払わなければならないので、そちらは出なければならない。ただ、入ってくる額を低く見積もっているため、その部分は繰越金で一時的に立てかえるような形にしておるところでございます。

小越委員 私の頼んでいた資料と違い、よくわからないので確認します。見直し対象574件、予算計上4億6,124万円、その隣に見込み計上、所在市町村交付金相当額を含む、米印、現在交渉中の案件は計上なしと書いてありますが、574件の中に95件の減額の方は、減額した賃料で所在市町村交付金と賃料が入っているという理解でいいですか。

信田林政総務課長 委員の御指摘のとおり入っているということでございます。

小越委員 ということは、574から95を引いて479件が、現在交渉中の案件なのか。それとも479件分を全部計上していないのか。それとも479件のうちに、計上してある分もあるのか。どうですか。

信田林政総務課長 差し引きの479件分の扱いでございますが、この中には今回予算計上しているものと、予算計上していないものがございます。不確定要素が高いものについては、予算計上から外してございます。

小越委員 479件のうち、引き算をしてくると19億から4億6,000万円で、これを引き算していくと、479件のうち不確定要素の高いものは除いているとなると、不確定要素が高くないところは幾らですか。幾ら予算計上しているのですか。賃料と不動産、所在市町村交付金で。

信田林政総務課長 その点につきましては、現在、賃料改定について交渉しているので、そちらの業務に支障が生ずるおそれがございますので、差し控えさせていただきたいと思っております。

小越委員 賃料交渉に差し支えている分は計上していない。でもそうではない見込み計上している部分は入っている。だから、574件から95件を引いた479件が全部不承諾ではなくて、見込み計上できているわけでしょう。件数ではなくて、金額でいいのです。現在交渉中ではない。確定している。それなのに数字が言えないのはどうしてですか。なぜ、574件のうち95件だけ減額して、どうして479件だけ残っているかが知りたいです。金額がどうなっているかが知りたいです。どうしてこうなったか。

信田林政総務課長 479件の中には、まず減免の対象になるかどうか、非常に不確定な部分がありますので、内訳を数字で申し上げることが、今後の作業に影響することがございますので、差し控えさせていただきます。

小越委員 影響はしないと思っております。例えば、借りている人は減免の対象になるのか。見直し対象479件のうち、減免になるかもしれませんよ。いや、そうではなくて、今までより安くなりますよ。今までどおりですよ。そういうことは、本人たちは知っているのですか。全部の方に、あなたたち、もしかしたら減免になりますとお知らせしているのですか。

斉藤県有林課長 先日95件を減額ということで議案を出させていただきまして、その方からは同意を得ています。それ以外の方にも当然、今、賃料がこういう経過になったということで御説明して交渉しているところでございます。

小越委員 　だから、574から95を引くと479ですが、479件の方々全員に、この賃料になりますけれど、減額するかもしれませんと交渉しているということですか。全員の方に、今まで10万円でしたが、賃料算定をしたら8万円になります。それで承諾の交渉をしているのではないですか。みんなが、もしかしたら減額されるかなと思っているのですか。全員に確認をされていて、479件が暗礁に乗り上げて、一部入っていると言っていました。確定しているものは入っている、だから、確定しているものはどういうもので、確定していないものはどういうものなのか。そこを知りたいです。どこで区分けしているのでしょうか。

金子林政部長 　先ほど来申し上げていますが、それぞれ今、それ以外の方々との交渉をしているところでございます。その交渉の過程の中で、減額の規定に合うか合わないか、それぞれの事情などもお聞きする中で作業を進めておりますので、その額が変わってしまうことがあり得るということでございます。

　そういうことですので、ここで不確定な額を申し上げますと、それがひとり歩きして、その後の交渉もそうですし、不確定な数字を今申し上げることができないということで御理解をいただきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

志村副委員長 　内容的なことは確かにそうだと思います。交渉に影響するので、細かいところまでは言えないと思いますが、見直し対象574件、4億6,124万円の予算計上をされているものの中で、純賃料の合計額と交付金の合計額ぐらいは出せますか。それをお示ししていただけますか。

信田林政総務課長 　課別説明書の林の48ページをごらんいただければと思います。県有資産所在市町村交付金が、歳出予算としては2億6,571万7,000円ありまして、その財源が財産収入分としましては5,382万円で、そのほかの繰越金で一時的に立てかえている部分が2億1,189万7,000円ということでございます。

　先ほどのお配りしました資料の中で、19億4,752万1,000円が、土地賃付料の現在の見込み額でございますが、これに相当する財産収入、所在市町村交付金の相当分が、林の48ページの財産収入にございます5,382万円という数字でございます。

志村副委員長 　今配付していただいた資料の見直し対象、予算計上4億6,124万1,000円のうち、内訳として、純賃料分が幾らで、所在市町村交付金分が幾らという、それぞれの合計を足すと、4億6,124万1,000円になるはずなので、純賃料と交付金のそれぞれの合計額をお聞きしています。

信田林政総務課長 　見直し対象の4億6,124万1,000円のうち、所在市町村交付金相当分が772万6,000円で、純賃料が4億5,351万5,000円でございます。

志村副委員長 　それぞれの合計額をお聞きして、足したものが4億6,124万1,000円という

ことはわかりましたが、内容的な部分については時間もかかると思いますので、見込み計上されたものの分析までは難しいかと思います。

ただ、今回計上してないものがあるのであれば、当初予算ではこういう形ですが、今後交渉がまとまる、あるいは貸付賃料が確定をする、どういう対応をするかが決まった場合にはどのような対応をされていくのか、最後にそれをお聞きしたいと思います。

信田林政総務課長 不確定要素が高い部分については、今回計上から外してございますが、そういった事案が整って、収入が見込める状況になりましたら、補正予算で計上させていただいて、繰越金との間で財源更正等を適宜対応させていただきたいと考えております。

小越委員 まだ納得してないのでお伺いしますが、479件のうち、純賃料が4億5,300万円、所在市町村交付金が772万円とありました。交渉中の案件についても今後補正するという事は、今回の17億4,752万円のうち、減免対象になるかどうかまだわからないと言いましたが、減免になった場合は、この予算はマイナスになることもあるのですか。479件のうち、今交渉中の案件は何件かわかりませんが、減免してもらいたいとなったときに予算は下がるのですか。

信田林政総務課長 賃借人との交渉の中で、減免の対象になるかどうか明らかになってくる中で、当初は減免の対象にならないと思っていたものが減免の対象になってくるのであれば、見込み額はその分動いてくると考えております。

小越委員 減免対象になるかは、いろいろな規定がありましたが、95件以外のところで減免対象になるかは、公共施設だったら半分になるとありました。479件で賃料が下がったとしても減免対象になるのですか。交渉で減免になるかどうか決めていると言いましたが、そうですか。

信田林政総務課長 交渉によって減免になるということではなくて、交渉する中で減免に該当する事実が確認されればということでございます。

小越委員 そうしたら、減免にならない479件から95件を引いた分は減免にならないということですね。違いますか。

信田林政総務課長 479件については、現在、賃借人との交渉中でございますので、減免になる、ならないについて、ここでは明言することはできません。

白壁委員 この479件は計上してないと言ったよね。上がるところの95件は計上していると。下がるなんておかしい。

信田林政総務課長 申しわけございません。この金額の中に計上していない部分もありますので、計上

しているものが、今後、例えば交渉が整って、その都度補正か何かで上げていくということであれば、金額はさらに上がっていきます。

白壁委員 　だから、この計上している95件は決まったものだから、これから下がることはないよね。その次に、それ以外のところを聞きたいということだよ。わからないよ。

信田林政総務課長 　計上してないです、申しわけございません。

白壁委員 　下がらないということか。

信田林政総務課長 　下がらないです。済みません。

白壁委員 　理屈的に言ったら下がらないよ。契約し直して下がるなら話は別ですが。

信田林政総務課長 　済みません、こちらの額については、不確定なものは載せてございませんので、下がることはありません。

小越委員 　時間も限られていますが、やっぱり私は、どうしてこうなったのか、予算の計上の仕方がわかりません。95件の減額になった案件は出された。だけど、95件以外の479件はどうなっているのか。減額対象になるのか。もう納付書を出しているのか。下がるのか。わからない。不確定要素はどのぐらいあって、不確定要素がないのは幾らで、何件かはわからない。足し算したら19億円になる。これで納得するわけにはいかないと思います。

同時に、林の33ページの財産運用収入、前年比から3億5,000万円の減額について志村委員が聞いていましたが、もう一度確認です。これは富士急行分は入ってこないという予想で3億5,000万円という理解でいいですか。

信田林政総務課長 　主に富士急行の分でございます。

小越委員 　去年は計上していたけれど、ことしはその分を財産運用収入に計上しないから、その分がマイナス3億5,000万円ということだと思いますが、今年度3億円もらった分は雑入に入れたんですよね。ここに雑入という項目があるんですが、雑入に入れないのはどうしてですか。

信田林政総務課長 　今年度、富士急行株式会社から受け取った約3億3,000万円は、賃料相当損害金の一部ということで受け取っておりまして、通常収入することが予測できない収入になっております。そういった性質の収入を用いて事業を組み立てることをしておりませんので、予算上には出てきません。ここにある雑入とは、保証金ですとか弁償金などを言っているものでございます。

小越委員 今年度は雑入で処理をして、3億円の納付書を送って富士急行が賃料と訂正してきた。新年度は、富士急行に対しては請求書を出すのですか。

信田林政総務課長 今年度、富士急行から3億3,000万円を受け取ったことは、先方から納めたいとの依頼があり、それに基づいて納付書を切ったということでございます。

小越委員 請求書は出さないのかと聞いています。

信田林政総務課長 相手からまた納めたいという話があれば、その都度、検討していきたいと思います。

小越委員 富士急行の賃料は20億円であると県は主張している。そうであれば、恩特の財産収入になぜ20億円と算定しないのですか。

信田林政総務課長 富士急行とは現在係争中でありまして、実際に20億円が収入として見込めるかどうか、要するに不確定要素が高いと整理をしているので、計上からは外してございます。

小越委員 3月15日に裁判の結果が出ます。どうなるかわかりませんが、現況で評価して所在市町村交付金が上がったり、賃料も上がったり下がったりしている今回の見直し対象も、裁判の結果によっては、賃料算定をやり直して補正予算を組み直すことはあるのですか。それとも裁判の結果いかんにかかわらず、これでいくということですか。

信田林政総務課長 住民訴訟につきましては、まだ判決が出ておりませんので、予見を持ったことを前提とした質問については、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

小越委員 裁判の結果によっては、全然県の主張が覆ってしまう可能性もなきにしもあらずというのであれば、そのときにはもう一回この予算の計上の仕方も考えなければならないと私は思います。

それと、林の48ページの所在市町村交付金について、私、毎回ここを聞きますが、市町村と協議をして、交付金は幾らですよ確認をして払うのですよね。

特別委員会のときに、志村委員が、所在市町村交付金は、すなわち固定資産税ですかと聞いたら、そうとは言えないと言ったと思いますが、所在市町村交付金相当額を賃料と一緒に払っているわけですよね。

志村委員も聞いていましたが、今回の95件の中でも、所在市町村交付金だけが上がっているところがありますよね。賃料は下がっても所在市町村交付金は上がっている。すなわち払う分は上がってしまう。中には賃料よりも所在市町村交付金のほうが高いというものもあって、賃料より税金のほうが高いのは理解できません。

固定資産税は税金だから払うのは当然だと県は言うかもしれませんが、賃借人にとってみれば、その相当額も含めて賃料の納付書が来るわけですから、そこは例えば市町村と相談して、今回大幅に所在市町村交付金が上がってしまうから、少し待ってくれませ

んかとか、市町村は多くもらうわけですから、そこは交渉することができるのではないですか。いかがですか。

斉藤県有林課長 所在市町村交付金につきましては、固定資産税と同様に現況を所与とした形で、今回土地価格を不動産鑑定評価等で評価した結果、まず、市町村等に11月末に土地価格と算定基準等をお伝えしまして、12月の末までに、異議等があれば回答が来るという段取りで動いております。

その後、市町村等がその算定標準額をもとに、所在市町村交付金をみずから算定しまして、近隣等の土地の状況を見て、4月に所在市町村交付金の申請書が来て、6月に所在市町村交付金を払うという段取りの中でやっております。私たちが所有者には、所在市町村交付金が今回土地価格を現況評価に見直したことで、固定資産税と同様なものになるということで丁寧な説明をして、御理解を求めたところでございます。

小越委員 そこは御理解をと言われれば払わなければならないと思うかもしれませんが、所在市町村交付金がボンと上がって、払う賃料は安くなりましたというけれど、結局払う金額は上がる方がいる中で、所在市町村交付金相当額は漸減していくとか、市町村との話し合いをやっぱりするべきだったと思います。

もう一つ、貸付の更新に当たって、森林総合利用協議会をやっていましたよね。新年度予算の林の46ページにも調査費が上がっていますが、ホームページを見ましたら、森林総合利用協議会は今年の11月で2年間の任期が切れています。

この森林総合利用協議会で、3月末ごろに貸付のこととか、いろいろ相談したりしていただきましたが、それは賃料改定ではなくて、更新のときだけかもしれないですが、そもその考え方が素地価格から現況に変わったから、森林総合利用協議会の御意見をいただかずに、今回はこれで行くということによいでしょうか。どうでしょうか。

斉藤県有林課長 森林総合利用協議会につきましては、新規契約、契約更新のときに、森林の用に供しないような大きな開発地等のところに関して意見を聞くという仕組みになっております。今回の料金改定につきましては、森林総合利用協議会の意見は聞いていないところでございます。

小越委員 森林利用協議会について、11月17日で任期が切れていて、どうするのかなと思いますが、弁護士や家屋調査士、市長会、いろいろな分野の方々が選ばれて行っているわけですね。この大きな方針転換のときに、議会もですが、第三者的な皆さんから意見を聞かないで出発することは、私はいかがかだと思います。

もうこれで終わりにしますが、私は、これにはもちろん反対いたします。この説明で納得するわけではないし、これからどうなっていくのか。見直し対象の479件はどうして減額にならないのか。減額にならないと誰が決めたのか。どうしてそうなるのか。わかりません。所在市町村交付金の分をそこに転嫁することは、事実上、値上げになってしまうので、私はここについては反対いたします。

討論

志村副委員長 恩賜県有財産特別会計については、反対の立場で討論をいたします。

恩賜県有財産特別会計の各種事業に関しては基本的に全て賛成です。ただ、今回の貸付料に関しては、県有林が県民共有の財産であって、そこから得られる利益は県民福祉に資するよう、有効に利活用されなければならないということ。したがって、この予算や賃料について県民に理解が得られるよう、最大限努力を行う必要があることは、ずっと申し上げてきました。

今回の見直し対象の賃料算定に当たっては、継続貸付の県有林を新たな貸付を行う新規賃料で算定したことから、補正予算の95件のうち幾つかの案件にも反対をいたしました。この当初予算に95件も含まれていることから、この当初予算にも賛成するわけにはいきません。

さらに言えば、予算の修正をしようにも、見直し対象の全ての県有林貸付地について詳細が不明で、表を示していただきましたが、これに関しても今後の対応をしっかりとしていただきたいですが、私たちの手で修正までは不可能でありますので、予算には賛成しかねるということで反対をいたします。

小越委員 私も質疑させていただきましたけど、反対いたします。

1つは、予算の仕組みのところ、17億9,000万円のところの答弁の根拠がわからないからです。なぜこのような単純な計算をするだけのことを黙っていたのかわかりません。

それと、先ほども言いましたが、減額対象となるのは95件です。でも、この95件についても、全部が減額になるかどうかはわからない。妥当かどうか。不動産評価が正しいかがわからないと同時に、479件は減額対象になるのかならないのか。その賃料は幾らになるのか。どうして明らかにならないのか。それはなぜか。私には理解しがたいものがあります。

この恩賜県有財産で利益を得る方は誰なのか。県民の皆さんにとって、この賃料算定が本当に公平にやっているのか。これだとわかりません。

所在市町村交付金についても、市町村との協議であれば、その値上がり分も市町村と協議しながら、賃料と一緒に減額するなりできるはずだと思います。富士急行だけがなぜか6倍に上がるということが、どうしてもわからないです。ほかのところがわからないのであれば、なぜ富士急行は6倍も上がるのか、その説明がないまま、このまま通すわけにはいきません。私はこの恩特会計に反対します。

採決 採決の結果、可否同数となり、委員会条例第14条の規定により、委員長が原案に反対すべきものと決定した。

※第29号 令和4年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※付託案件

※第39号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第4号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

続けて、執行部から「第13次鳥獣保護管理事業計画及び次期第2種特定鳥獣管理計画の策定」について報告したい旨の申し出があり、計画の内容について説明を受けた。

質疑

（県有地活用促進調査業務委託について）

志村副委員長 昨年度末に、県有地活用促進調査業務委託ということで、県有林課で調査をかけていたと思います。例えば、サテライトオフィスの設置など、ワーケーション等の場として新たな需要が期待されるので、企業等の活動の場として土地利用ニーズを把握し、豊かな自然環境を有する県有地の有効活用を促進するための基礎資料を得るということで調査を実施したものが、令和3年度にどのように生かされているのか、まずお聞きしたいと思います。

斉藤県有林課長 昨年度末を期間として県有地の未利用地の調査委託をしました。現在、その成果が出てきたところについて、県有地の未利用地の今後のあり方について庁内で検討しているところでございます。

志村副委員長 たしか48カ所、合計の面積だと63万平米で、事業用財産など貸付返還地の場所を指定して発注をされていると思いますが、具体的には、旧TDKの跡地や八ヶ岳の国民宿舎、本栖の国民宿舎など大きなところも入っていたようですが、場所によってある程度こういう利活用の方法が考えられるとか、有効活用するには、こんなことがいいのではないかという提案も入っているのでしょうか。

斉藤県有林課長 個々の場所とその条件等を見て、今後の利活用について提案がございました。

志村副委員長 庁内で検討中とのことですが、今後は具体的にどのような場で議論をして、どのような形で実際に採用していくことを考えているのでしょうか。

斉藤県有林課長 今回いただきました成果をもとに、今後、売り払い可能箇所につきましては、パンフレット等を作成しまして、また、ホームページ等にも掲載して、今後の県有地の利用ということで、周知して活用を図っていきたいと考えているところでございます。

志村副委員長 売り払いだけでなく、例えば、県が保有している貸付、あるいは返還された県有地を、県でお貸しして、そこに来てくださる民間事業者に何かをやってもらうこともあるのですか。

斉藤県有林課長 条件によって売り払うところや、周辺の森林と一体的に管理したほうが良いという提案も来ていますので、そこもあわせて庁内で検討しているところでございます。

志村副委員長 そうすると、この成果品には、いろいろな提案も入っていて、成果品として非常に活用できるものであると理解をしてよろしいですか。

斉藤県有林課長 そのとおりでございます。

志村副委員長 ちなみに、やっていた事業者は一般財団法人日本不動産研究所ですが、随意契約でお出ししているようでしたが、これはどうしてですか。

斉藤県有林課長 公募型のプロポーザルで、そちらの会社になったところです。

志村副委員長 申し込みは1件だったのですか。

斉藤県有林課長 応募は1社でございました。

志村副委員長 この契約の締結年月日が令和3年1月7日で、関連があるのかどうか分かりませんが、予算流用した6,600万円の弁護士調査委託の時期と同時期ということで、どうしてだったのかなと感じています。

なぜかという、日本不動産研究所は、長年県有林の不動産鑑定や価格等調査をしてもらってきたところだと承知していますが、本来であれば一昨年の8月に住民訴訟において、信義則・禁反言の原則に反し、県が主張を180度変更することがなければ、令和3年度の賃料改定に向けて、またここに依頼していたかと思います。しかし、山林素地の鑑定や調査がそもそも間違っていたという県の考え方になりましたので、間違った手法でやっていたところに、どうして随意契約でこの調査をお願いしたのかと思って、これはどのようなお考えだったのでしょうか。

斉藤県有林課長 繰り返しになりますが、公募型プロポーザルを行ったところ、応募が1社で、その結果、適正ということで、随意契約に至ったということでございます。

志村副委員長 日本不動産研究所が信頼に足る事業者さんであればですが、随意契約の理由で、受託者の技術力や企画力等を踏まえ、本業務の効果を最大限に引き出すことができるものを選定する必要があったので、公募型プロポーザルで募集をしたと。でも1件しか来なくて、来たのが日本不動産研究所だった。そうであれば、申しわけないけどお断りしますという選択もあったのではないですか。

斉藤県有林課長 繰り返しになりますが、プロポーザルの内容が適正だったこと、一般財団法人日本不動産研究所というしっかりした組織でございましたので、今回の業務に対して適正に対応をしていただけたという判断のもとに随意契約したところでございます。

志村副委員長 これで終わりにしますが、763万6,700円で契約をされています。そして、整合性がとれない結果になったのかなと私は認識をしまして、ここは、やはり県の主張を住民訴訟で展開している以上は、それにのっとった形で、こういった事業の業務委託等も判断していく必要があったのかなと思っています。

プロポーザルで1社しか来なかったからという答弁の繰り返しになるので、もうそのことについては結構ですけど、ずっと適正な賃料は何かをテーマに、県有地の問題の議論を重ねてきている。一番重要なところは、県民の皆様から信頼を損ねないような、逆にいうと、説明がつかないことをやっているとか県行政の信頼を毀損する、これを私は一番心配しています。どこかの既得権益がとか、そういうレベルの議論ではなくて、県行政に対して、県民の信頼を失ってしまったら、これからいろいろなことをお願いしたりするときにも本当に心配ですので、そのところは今後とも善処していただきたいと思っています。この点について最後に御見解をいただければと思いますが、よろしくお願ひします。

斉藤県有林課長 委員のおっしゃるとおり、県民の皆さんの信頼を損なうようなことがないよう、今後の業務に当たっては、肝に銘じて対応していくことは当然のことだと思っております。

（菖蒲沢のメガソーラーについて）

清水委員

県が開発許可を出した菖蒲沢のメガソーラーの盛り土について、トラブルが発生しまして、それについて何点かお尋ねいたします。

このメガソーラーの工事が排水設備について不備や、約束した工法でやられてないなど問題が発覚しまして、昨年知事が業者を呼んで是正指示をした。それ以後、順調にはいかなかったと思いますが、少しずつ是正工事が進んでいったと認識していました。

しかし、ことしになって、工事用の道路に盛り土が行われて、その結果、その奥で行われている工事に車両が行くことができなかったということを知りまして、どうしてこうしたことが起こるのか不思議に思いました。

この辺の顛末をしっかりとやる必要があるかなということで、まず、なぜこのようなことが発生したのかを御説明いただきたいと思います。

上野森林整備課長 この太陽光発電施設の工事に当たって、甲斐市の管理する法定外道路を通過して市内へ運んでいたわけですが、この道路は、もともとは発電事業者とは別の業者が道路の拡張工事を以前行ったということで、拡張するに当たっては、所有者等の契約によって拡張したわけですが、別の業者と土地所有者との契約が切れたということで、別の業者は契約が切れたから原状に戻すということで、道路に盛り土を行ったと聞いております。

一言でいえば、開発事業者が、ほかの業者や地域の人と連絡調整不足であったことが、今回の原因であると聞いております。

清水委員

対応策は当然とられていると思いますが、どのような対策をされたのですか。

上野森林整備課長 先月末で全部除去されましたので、今は工事車両が通行できるようになっております。

清水委員

実はこの工事は今月末で完了すると聞いておりました、私も心待ちにしておりましたが、これが発生したために、少なからず工期がおくれたと思います。その辺はどのぐらい遅延しているのでしょうか。

上野森林整備課長 昨年末時点ですが、復旧計画に基づいて年度末に全部完了させる予定だったと我々も聞いておりますし、この委員会でもその旨、お答えさせていただいたところでございます。

工事がおくれた要因ですけれども、道のところは速やかに撤去されましたが、当初の開発事業者が地元の建設業者も下請に入ってもらうことを想定しておりましたけれども、その調整がつかずに、実際働く人員が確保できなかったこともありまして、現実的にこの3月末の完成は困難な状況になっていることは事実でございます。今、業者に、そうはいつてもなるべく早く完成させなければ行かないということで、完了がいつごろになるのかを早急に出すように指導しているところでございます。先ほど申し上げまし

た地元の下請業者が確保できなかった課題も、先月末に地元の業者と契約がとれて、今人員をふやして対応しているところでございます。

清水委員 具体的な完了の日程はまだ見えてないということですか。

上野森林整備課長 開発業者から、正式な文書ではいただいておりませんが、連絡調整しておりますので、業者の現時点での見込みでは、工事全体については8月末ころの完成見込みという連絡はいただいております。

清水委員 こういう事案が二度と起こらないよう、再発防止として県がどう対応するかが一番重要だと思いますが、要するに事業者が幾つかあって、そのうち何がクリティカルになるかという、クリティカルパスをどうやって皆さんが理解して管理するかが欠けていたと私は思うんですよね。

大きな事業を日程どおりに進めるためには、そのクリティカルパスをしっかりと理解し、管理していくことは、県としても当然やるべきであったと私は思いますが、その辺について、再発防止を含めてお聞かせください。

上野森林整備課長 太陽光発電の林地開発許可制度に基づいてやっているもので、昨年度までは施工状況の報告を半年に1回でやっていました。今回の事案を受けて、今年度から林地開発許可を受けて行う工事については、3カ月に1回、確実に施工状況の報告を出すように、まさにクリティカルポイント、そういうことで対応しているところでございます。

ただ、それだけでなく、真面目にやってくれる業者はきちんとやっているのですが、そうでない業者も残念ながら中にはあるので、そのような事案に対しては、3カ月に1回出せばいいというわけではなくて、随時現地を見に行ったり、今回の問題になっているところについては、今、確実に週1回写真つきで状況を報告するように指導しているところでございます。

（プラスチック資源循環法の施行について）

小越委員 ことし4月からプラスチック資源循環法が施行されます。コンビニやホテル、クリーニング店などで、スプーンや歯ブラシ、ハンガーの使い捨てプラスチック12品目について、使用の削減が義務づけられるようになります。県としてどのように取り組みをされているのでしょうか。

望月環境整備課長 委員の御指摘のとおり、本年4月1日、プラスチック資源循環法が施行されます。事業者はハンガーやスプーン、フォークなど12品目について、有償での提供、あるいは提供を辞退した消費者にポイントを還元する。あるいは消費者に使用の意思を確認するなど、提供方法の工夫を行うこととされております。

一方、消費者においても、新しい制度にのっとった消費行動が求められることとなります。このため、事業者による取り組みが円滑に行われるとともに、プラスチック使用

製品の使用を控える行動を消費者に促すよう、令和4年度の当初予算におきまして、普及啓発用のポスターの作成費を計上しているところでございます。

作成したポスターにつきましては、やまなしプラスチックスマート連絡協議会の構成員である商工団体等を通じて、県内の事業者へ配布をいたしまして、新しい制度の理解促進を図ってまいりたいと考えております。

小越委員

消費者とともに事業主ですよ。コンビニは全国チェーンなので、指導が来て、プラから木製など変わるかもしれませんが、ホテル、クリーニング店など個人でやっているところは、そういうことがわからなかったり、代がえ品をつくる、買うことも大変になってくると思いますので、丁寧に指導したり、消費者に対しても注意喚起をお願いしたいと思います。

それで、令和3年12月に「山梨の一般廃棄物」というのが出されまして、一般廃棄物実態調査が明らかになりました。これを見ますと、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市など、プラごみを分別していない市町村がかなりあるんですよ。プラごみだけでなく、紙ごみもやってないとか、白色トレイ、布とかもあり、山中湖村は、何とごみの分別が3種類しかないという驚く実態ですが、こういう実態について、4月からプラスチック資源循環法が始まりますので、市町村の話かもしれませんが、県として市町村に対してどのように指導されていくのでしょうか。

望月環境整備課長 委員の御指摘のとおり、富士北麓・東部地域におきまして、プラスチックごみ等の分別収集が行われていない町村が幾つかございます。しかしながら、委員の御指摘のとおり、4月1日から新たにプラスチック資源循環法が制定されるなど、ライフサイクル全体を通して資源循環を促進する流れは確実に広がっております。

このため、県と市町村、それから一部事務組合で構成する一般廃棄物処理事業連絡協議会の研修会、あるいは今年度新たに立ち上げました一般廃棄物の減量に関する市町村研究会など、あらゆる機会を通じまして、市町村と連携を密にし、プラスチックごみ等のリサイクルを推進していくこととしております。

また、富士北麓・東部地域では、富士・東部広域環境事務組合を本年度設立しまして、令和14年度に処理施設を稼働することを目指しております。施設整備には、循環型社会形成推進交付金を活用することとしておりますけれども、委員の御指定のとおり、プラスチックごみの回収が行われていないところもありますので、この交付金を活用するためには、構成市町村全てがプラスチックの一般回収をすることが交付要件となっておりますので、国から必要な情報等を収集しまして、組合や関係市町村等に提供して、県として支援をしてまいりたいと考えております。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告書については委員長に委任された。
  - ・ 閉会中もお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。

以 上

土木森林環境委員長 猪股 尚彦